

株 主 各 位

平成22年 6 月23日

栃木県足利市南大町443番地
株 式 会 社 タ ツ ミ
代表取締役社長 山 本 千 秋

第59回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第59回定時株主総会におきまして下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第59期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）事業報告および計算書類報告の件
本件は、上記事業報告および計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり取締役に山本千秋、栃木正則、岡嶋 茂、森田常夫、の各氏が再選され重任し、新たに田邊 泰、高橋良和の各氏が選任され、就任いたしました。

第2号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案どおり監査役に井上雄象、三田賢一、武 信幸の各氏が選任され、就任いたしました。なお、その任期につきましては当社定款第31条第2項の規定により、前任者の残任期間となります。

第3号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本件は、原案どおり本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任されました取締役阪上敏夫氏及び辞任により退任されました監査役齋藤 稔氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の内規に従い、諸般の事情をも考慮のうえ、相当と認められる範囲内において退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

また、平成22年5月7日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することを決定いたしましたことに伴い、第1号議案の可決により重任することとなりました取締役山本千秋、

栃木正則、岡嶋 茂、森田常夫の各氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、本定時株主総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給することとし、支給の時期につきましては、各取締役の退任の時とし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任することに承認可決されました。

以 上

~~~~~  
(お知らせ)

本定時株主総会終了後の取締役会において、代表取締役社長に山本千秋、専務取締役に栃木正則、常務取締役に岡嶋 茂の各氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

また、本定時株主総会終了後の監査役会において、常勤監査役に井上雄象氏が選定され、就任いたしました。この結果、当社の取締役及び監査役の構成は次のとおりとなっております。

|       |         |
|-------|---------|
| 代表取締役 | 山 本 千 秋 |
| 専務取締役 | 栃 木 正 則 |
| 常務取締役 | 岡 嶋 茂   |
| 取 締 役 | 森 田 常 夫 |
| 取 締 役 | 田 邊 泰   |
| 取 締 役 | 高 橋 良 和 |
| 常勤監査役 | 井 上 雄 象 |
| 監 査 役 | 早 川 榮 一 |
| 監 査 役 | 三 田 賢 一 |
| 監 査 役 | 武 信 幸   |

(注) 高橋良和氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、また早川榮一、三田賢一、武 信幸の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3号に定める社外監査役であります。

~~~~~  
第59期期末配当金について

第59期期末配当金につきましては、経営環境の急速な回復が望めず、当期純利益が前期の欠損を解消するまでに至らないと判断し、誠に遺憾ではございますが平成21年8月5日開催の取締役会において無配と決議いたしました。株主の皆様にはたいへんご迷惑をおかけすることを深くお詫び申し上げます。

また、平成22年5月7日開催の取締役会において、繰越利益剰余金の欠損補填のため、別途積立金を121,743,869円取崩すことを決議いたしました。これにより繰越利益剰余金は0円となり、別途積立金は928,256,131円となりました。

今後も業績の回復・収益向上を図り、早期の復配をめざして最大限の努力を行ってまいりますので、引き続き、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。